

手続書類の電子メールでの受付について

令和5年12月
中国経済産業局
資源エネルギー環境部
資源・燃料課

令和2年12月28日経済産業省令第92号により、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下、品確法）及び石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、備蓄法）の手続書類のうち、法令で定められた様式について押印が不要となりました。

つきましては、令和6年1月より、品確法及び備蓄法の手続書類について、郵送に加え電子メールでの提出も可能とします。

なお、手続書類の提出にあたっては以下の点に御注意ください。

<注意事項>

✓ メール宛先、件名及び本文は以下のとおりとしてください。

※必要事項の記載がない場合受付ができません。

送信	宛先	bzl-cgkoil@meti.go.jp		
	件名	【〇〇株式会社】手続書類の提出について		
	〇〇.pdf	〇〇.pdf	〇〇.pdf	〇〇.pdf
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 石油・LPガス担当御中				
件名について添付ファイルのとおり提出します。				
なお、本件についての照会は以下担当者をお願いします。				
—担当者—				
〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課 〇〇 〇〇				
電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス：〇〇〇〇@〇〇.〇〇				

✓ 法令で定められた様式以外についても電子メールでの提出を可能とします。

なお、以下手続書類については原本が必要となりますので御郵送ください。

郵送が必要な書類	対象手続
・揮発油分析受託証明書	登録申請（品確法第4条関係手続） 変更登録申請（品確法第8条第1項関係手続）
・登記事項証明書	登録申請（品確法第4条関係手続） 承継届出（品確法第7条第2項関係手続）
・戸籍謄本	承継届出（品確法第7条第2項関係手続）